

平成 25 年 1 月

お客様各位

北 郡 信 用 組 合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後も、お客様からのお申込みに対しては、従来どおり金融円滑化管理方針に基づき柔軟に対応することには変わりはありません。

当組合は、今後も「であい」と「つながり」をスローガンに、地域金融機関としてきめ細かな利便性の高いサービスを提供することにより、地域社会の向上に取り組んで参ります。

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。
- 貸付の条件変更等の申込みに際しては、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。
- お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
- 同法の期限到来後の取組みについては、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に取り組めます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

融資部 経営支援課 TEL 0237-55-5694
(受付時間：平日 9:00～17:00)